

2015 年 5 月 25 日

中上英俊座長 殿

委員 市川まりこ

第 13 回省エネルギー小委員会の議題についての意見

(1) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価の在り方について

- ・これまでの省エネ小委でも議論されてきているように、省エネを含めた環境対応意識の強い事業者における複数工場や複数事業者の先端的な取り組みが、省エネ法の中で評価や支援が合理的に進むようにしていくことは重要です。
- ・熱の有効利用の積極的な取り組みについて、ポジティブ評価をすることが事業者の経済的なインセンティブとして働く仕組みも必要と考えます。
- ・何においてもそうであるように、より正しく効率的な対策だけを選択する必要があるということは改めて述べるまでもないことですが、付け加えておきます。
- ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価だけでなく、国、地方自治体は、様々な公共施設をしているので、それぞれの施設ごとのエネルギー使用実態等の情報を一元的に公開してみてもはどうでしょうか。第 3 者が客観的に評価することで、自らの取組状況を客観的に認識することができると思います。(すでに実施されている自治体などがあるかもしれません。ご教授ください。)

(2) 省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について

- ・二重行政やダブルスタンダードにならないように、合理的な簡素化と役割分担が必要です。
- ・国と地方自治体はそれぞれに権限を有する分野がありますので、それぞれの権限を有効に活用できるようにしていくべきだと思います。
- ・省エネ法の実施主体として、一部の希望する都道府県による手揚げ方式で始めたとしても、これから先は、希望するしないに関らず、都道府県は基本的に係ることが求められてくるのではないかと思います。省エネは、それほど重要であると認識しています。国と都道府県の連携については幅広い議論のなかで、知恵と工夫が生まれることを期待します。